羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月24日(金)午後1時30分から午後2時45分

2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室

3. 農業委員 10名

議席番号	氏 名	備考	議席番号	氏 名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯 塚 輝 雄	(会長代理)
2番	小 林 容 彰		8番	大 貫 勇 一	
3 番	中島 牡 雄	(会長)	9番	木 村 俊 之	
5番	平 井 紘 一		10 番	爲ケ井晴一	
6番	儘 田 實		11 番	川田英之	

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画(案)について(賃借権設定)

議案第4号 農用地利用集積計画(案)について(使用貸借権設定)

- 5. 農地利用最適化推進委員 13名
- 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原繁

事務局次長 野口武士

主任 髙見直輝 (書記)

7.会議の概要

議長	ただ今から、9月定例農業委員会を開会いたします。				
	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております				
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第				
	2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思				
	いますが、ご異議ありませんか。				
	(異議なし)				
	それでは指名いたします。				
	2番 小林容彰委員、5番 平井紘一委員のご両人にお願いしま				
	す。なお、本委員会への欠席通知は、ございません。				
	ただちに議案審議に入ります。				
(議案第1号)	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と				
	いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願				
	いします。				
事務局	事務局より説明いたします。				
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明				
	いたします。受付番号402号では、譲渡人は市外の在住者で、今後も				
	耕作できないとのことで、申請農地を従来から管理してきた譲受人				
	へ今回、所有権の売買を行うものです。申請の事由は、農業経営の				
	拡張で問題ないと思われます。そのほか、機械、労働力、技術、耕				
	作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法				
	第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを				
	満たしていると考えます。以上で事務局からの説明を終了させてい				
	ただきます。				
5番	受付番号402号について調査報告いたします。				
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)				
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書				
	類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。				
	申請地は、(詳細に説明)です。				
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。				
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地				
	は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用				
	したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑を				
	かけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを				

	履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。			
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。			
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。た			
	だいまの報告及び説明に対し、ご質疑 ご発言を願います。			
	(発言なし)			
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。			
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による			
	許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成			
	の委員は、「起立」願います。			
	(起立全員)			
	起立全員でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許			
	可申請については、許可することに決定いたします。			
(議案第2号)	引き続き、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について			
	てを議題といたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員			
	の調査結果報告をお願いします。			
事務局	事務局より説明いたします。			
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について受付番号			
	403号から407号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項に			
	ついて、ご説明いたします。403号では、自己用住宅を設けるも			
	のです。譲受人は、現在、市外のアパートに夫婦で暮らしています。			
	将来の生活を思い、自分達の住宅の建築を考えています。申請農地			
	は、近年、新規の住宅が建ち並び、とても住環境の整った場所にな			
	ります。また、勤務先が羽生市内であるため、交通の便も良いこと			
	から、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分に			
	ついては、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模			
	が概ね10~クタール未満である「第2種農地」と判断しました。			
	原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるた			
	め、農地法施行規則第33条第4号に規定する「日常生活上必要な			
	施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、敷地面積も50			
	0 ㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われます。つ			
	づきまして、404号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人			
	は、現在、結婚して市内の実家で同居しております。将来の生活を			
	考え、住宅の建築を考えています。申請農地は、父親が所有する実			
	家のそばに位置し、今回、自己用住宅敷として申請するものです。			
	農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。原則とし			
	て不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地			
	法施行規則第33条第4号に規定する「日常生活上必要な施設で集			

落に接続して設置されるもの」に該当し、敷地面積も500㎡を超 えないものであり、許可相当になるものと思われます。つづきまし て、405号では、駐車場を設けるものです。譲受人は、坂戸市に 本社を置き、昭和43年から自動車販売を行っている法人です。譲 受人は、今後、県内及び県外に位置する各営業所の営業範囲の中間 地点にある羽生市を中継プールとして展開していくために、約90 台分の駐車場が必要となり、今回、駐車場敷として申請するもので す。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづ きまして、406号では、駐車場を設けるものです。譲受人は、市 内に事務所を置き、昭和57年から主に医療・福祉に関する事業を 行っている法人です。コロナ禍の影響で患者が増えており、駐車場 が不足しているとのことです。速やかに少しでも駐車場の不足を解 消するため、今回、駐車場敷として申請するものです。農地の区分 については、「第2種農地」と判断しました。つづきまして、40 7号では、墓地及び駐車場を設けるものです。譲受人は、市内に事 務所を置き、昭和29年からお寺としての業務を行っている宗教法 人です。この度利根川の堤防強化事業により、墳墓が買収予定地と なりました。墓地の移転にあたり、羽生市墓地等の経営の許可等に 関する条例に規定された整備基準に即し、今回、墓地及び駐車場敷 として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」 と判断しました。

また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。 そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの 確実性等についても、問題ないと考えます。

以上で事務局からの説明を終了させていただきます。

1番

受付番号403号について調査報告いたします。

まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)

過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。

申請地は、(詳細に説明)です。

なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、私達は、鴻巣市の賃貸アパートに夫婦で居住しています。将 来のことを考え、そろそろ自分達の家を建てたいと思い、土地を探 していました。土地選定にあたり、私の職場が羽生市内なので通勤 しやすい場所で、車での移動が便利な場所を探していましたところ、 同土地を紹介されました。同土地であれば希望に近く、車による交 通の便も良く、ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築す

るにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害を及ぼすような地 域でもないと判断し、購入を決意し、このたびの申請となりました。 何卒、よろしくお願いいたします。 以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。 6番 受付番号404号について調査報告いたします。 まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読) 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。 申請地は、(詳細に説明)です。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 私は35歳になる会社員です。現在は実家に住所を置いております が、結婚してしばらく経つため、独立してマイホームを建築するこ とを考えており、父に相談したところ、このたび、実家の近傍に位 置する本件申請地を利用してよいとの返事がもらえたため、本件申 請を行うものです。本件申請地は、実家の近傍に位置し、全面道路・ 周辺環境・敷地の状況等に問題なく、マイホームを建築するには最 適地です。また、本件申請地を住宅の敷地として利用しても残りの 農地は南側に位置しているため、日照等の影響はありません。以上 の事情をお汲み取りの上、よろしくお取り計らい下さいますようお 願い申し上げます。 以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。 9番 受付番号405号について調査報告いたします。 まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読) 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。 申請地は、(詳細に説明)です。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 当社は、ホンダの正規ディーラーとして北坂戸店、新座店で新車販 売をしております。また、グループ会社としてホンダ認定中古車販 売として鶴ヶ島店、志木店の2店舗、国産全メーカー中古車販売と して、富士見店、羽生店、栃木県佐野市の越名店、高萩店がありま す。申請地は、羽生店の隣接地で、当社の営業範囲の中間地点であ ります。この店舗間の中継モータープールとして最適な場所であり ます。キャリアーカーでの車の運搬には、広い道幅の場所でないと 非常に不便であります。また、中継プールとして広い駐車場が必要 となります。近隣に住宅がないので、騒音等のクレームのない土地 だと考えます。当社は1年間で新車を719台、中古車を1589

台扱っています。また、車検、修理車を含めると多数の車を扱っています。中継プールがあれば、販売店に必要な車をすぐに収めることができます。予定では、羽生店を除く中古車販売店の車を月平均90台置き、年平均1080台の中継モータープールとして使用したいと考えています。また、最近では、自動車はネット販売も主流となっており、ストックがあれば多くの自動車が販売できます。自動車をストックするには、1ケ所で管理する方が、防犯上大変有効であり、管理しやすいため、申請地を選定しました。近年、コロナ福ということもあり、中古車販売が増加しており、車の買い替えのサイクルが長くなった分、中古車の需要が増えており、今後もこの傾向は続くと考えます。申請地の利用に対しては、安全面・騒音等に配慮し、行政指導に従った施工・利用したいと考えています。何卒、ご許可下さいますようお願い申し上げます。

以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。

11番

受付番号406号について調査報告いたします。

まず、議案書を朗読いたします。 (議案書朗読)

過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。

申請地は、(詳細に説明)です。

なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 本院の職員向け駐車場の確保につきましては、昨年10月に新築増 築に伴う減となる75台分の駐車場用地を確保し、続いて同年12 月には、新型コロナ関連の発熱外来病棟の建設に着手したことから、 急遽この減に対応すべく103台分の職員駐車場の確保を図りまし た。本年に入り、6月には新築増築に伴う工事ヤード確保のための スペースも必要であることから、38台分の職員用駐車場の確保を 行ったところです。しかしながら、職員用駐車場がまだ不足してい るため、外来用駐車場を職員駐車場として利用している状況です。 他方、本院への来院者は、令和元年3月からコロナ禍の影響もあり、 前年同月比では減少傾向が見られましたが、本年3月より増加傾向 を示し、7月には外来患者が2万2千人を超え、新規患者も増加し ております。特に本年4月以降、来院者から病院に来ても駐車場が 満杯であり、駐車できない旨の苦情が増えてきております。このこ とから、現在職員が駐車している外来用駐車場について、本来の外 来よう駐車場に戻すべく病院からの距離を広げて駐車場用地として 貸して頂ける方を探してまいりました。このたび、申請地の所有者 より本病院の職員向け駐車場として貸して頂ける内諾を得ることが

できましたことから本申請を致すものです。なお、本申請により確保できる駐車場台数は74台分であり、外来用、職員・病院業務車の入替を行い、外来用駐車場を30台分増やしまして323台にする計画です。しかし、本地に移転したときに外来用駐車場として用意した389台に比して、まだ不足の状況となっております。今後の外来患者数を推移や新棟増築後の職員増等を推測しますと外来者、職員用の駐車場が不足の状況と考えるところです。今後におきましても、外来患者の利便性向上をより図るべく駐車場の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、本病院の置かれた現状をご勘案頂きますようお願いを申し上げます。

以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。

2番

受付番号407号について調査報告いたします。

まず、議案書を朗読いたします。 (議案書朗読)

過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いないことをご報告いたします。

申請地は、(詳細に説明)です。

なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 当院は延歴18年、西暦799年に勝道上人が開基したと伝えられ、 羽生市内の本川俣、上川俣地区の檀家を主とした真言宗智山派の寺 院です。平成28年に国土交通省利根川河川事務所より、利根川堤 防強化事業により120区画ある墳墓の内で移転が必要な墳墓が 40区画、買収予定面積252,96㎡になる旨の話を受けました。 利根川の堤防強化事業は、羽生市はもとより首都圏の治水を考えま すと喫緊の課題でもありますので、本院並びに移転檀家共々協力を 致す考えの下で、墓地移転に向けた上川俣墓地移転関係者委員会を 設立し、これまで同委員会で墓地移転候補地の選定、市と事前の協 議、移転対象者への説明会や意向調査等を実施しながら、慎重を期 して各協議を行ってまいりました。昨年には、墓地の移転先につき ましては、既設墓地に隣接した36区画の墓地、幅員1.5mの通 路、水揚、手桶収納スペースや移転となる既設の墓石集積スペース、 馬頭観音の設置スペースを設ける計画となっています。また、移転 にあたり、「羽生市墓地等の経営の許可等に関する条例」第11条 に規定された構造設備の整備基準がありますことから、既設の墓地 との距離も考慮し、駐車場・ごみ置き場を設置するものです。そし て、本年8月1日には移転対象となる墳墓40区画の関係者に対し 国土交通省利根川上流河川事務所と本院での合同説明会を実施し、 堤防強化事業、移転補償関係や移転墓地の区割り等も含めた計画概

	要について説明を申し上げました。出席した方々からもこれまで異				
	議の申し出は受けてはいないところでございます。このことから、				
	上記記載の土地について、本申請を致すものです。				
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。				
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。た				
	だいまの報告及び説明に対し、ご質疑、ご発言を願います。				
7番	403号と407号の土地売買金額はいくらか。				
事務局	403号は1反当たり、2427万円。407号は1反当たり、				
	530万円となっております。				
議長	(発言なし)				
	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。				
	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による				
	許可申請について、許可相当の意見を付して、県知事へ送付するこ				
	とに賛成の委員は「挙手」願います。				
	(挙手全員)				
	挙手全員でありますので、議案第3号農地法第5条の規定による許				
	可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付するこ				
	とに決定いたします。				
(議案第3号)	続きまして、議案第3号農用地利用集積計画(案)(賃貸借権設定)				
(議案第4号)	及び議案第4号農用地利用集積計画(案)(使用貸借権設定)につ				
	いては、関連があることから一括して、事務局からの報告を求めま				
	す。ただし、議案第3号及び議案第4号については、農業委員会等				
	に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限等に該当				
	する案件でありますので、審議、採決に際しましては、議案第3号				
	では、「 委員」が、議案4号では、「 委員」				
	の退席を求めることになります。それでは、事務局の報告をお願い				
	します。				
事務局	議案第3号及び議案第4号、農用地利用集積計画(案)について説				
	明させていただきます。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化				
	促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りが安心してでき				
	る仕組みです。これは、規模拡大を図ろうとする農家と規模縮小等				
	を考える農家との間に市が入り、利用権の期間などを定め、安心し				
	て農地の貸借等を行えるようにするものです。農業経営基盤強化促				
	進法では、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を得て、市長				
	が定めるものとなっており、今回の議案事項となっております。そ				
	れでは、議案第3号についてご説明いたします。表の見方といたし				
	まして、左から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」				

「所有者住所」と続き、「対象農地」の情報となります。議案第3 号につきましては、農家の方同士での農地の賃貸借権の設定を行う ものです。9ページをご覧にいただきたいと思います。表の右下側 に合計がございます。埼玉県農地中間管理機構に賃借権を設定する 計画(案)の合計が表の右下側にございます。新規及び再設定の人 数の合計53名、面積 田168, 932㎡ 畑20, 537㎡ 合計189,469㎡となっております。つづきまして、10ペー ジの議案第4号につきましては、農家の方同士で農地の使用貸借権 を設定するものになります。17ページをご覧にいただきたいと思 います。表の右下側に合計がございます。新規及び再設定の人数の 合計68名、面積 田 50,294.72㎡ 畑 83, 213. 59㎡となっております。合計133, 508. 31 m²となっております。以上で、議案第3号及び議案第4号 農用地 利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。 以上で、事務局の報告が終わりました。なお、議案第3号について は、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するた め、「委員」の退席をお願いします。 (委員の退席) ただいまの報告に対し、私、中島の案件であります、番号14・15号 を除いた案件について、ご質疑、ご発言を願います。 (発言なし) 特に発言もないようですので、裁決に移ります。 議案第3号 農用地利用集積計画(案)については、番号14・15号 を除き、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、 「挙手」願います。 (挙手全員) 挙手全員でありますので、議案第3号 農用地利用集積計画(案)に ついては、番号14・15号を除き、事務局の報告のとおり決定し、市 長に答申いたします。委員の入室をお願いします。 (委員の入室) 続きまして、番号14・15号はの案件となりますので、退席 をいたします。よって、議長につきましては、農業委員会等に関す る法律第5条第5項に基づき、会長代理であります 委員に 議長の職務をお願いしたいと思います。 (委員の退席) (委員、議長席へ)

少しの間、 に代わり、議長を務めさせていただきます。そ

議長

議長代理

れでは、議案第3号のうち、番号14・15号の報告に対し、ご質疑、 ご発言を願います。 (発言なし) 特に発言もないようですので、裁決に移ります。 ただいま議題となっている議案第3号農用地利用集積計画(案) 番号14・15号については、事務局の報告のとおり、決定することに 賛成の委員は、「挙手」願います。 (挙手全員) 挙手全員でありますので、議案第3号 農用地利用集積計画(案) 番号14・15号については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答 申いたしたいと存じます。それでは、の入室をお願いし、 これをもちまして、議長の職務を解かせていただきます。 続きまして、議案第4号についても、議事参与の制限等に該当する 議長 ため、「委員」の退席をお願いします。 (委員の退席) ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。 (発言なし) 特に発言もないようですので、裁決に移ります。 議案第4号 農用地利用集積計画(案)については、事務局の報告 のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。 (挙手全員) 挙手全員でありますので、議案第4号 農用地利用集積計画(案) については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申いたしたい と存じます。委員の入室をお願いします。 (委員の入室) 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より 諸報告等がありますので、お聞き取り願います。 事務局 報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の確認 についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、 転用を行う場合に届出をするものです。市街化区域内農地の転用に ついては、許可するのではなく、受理したことの証明を通知します。 ご覧のとおり、住宅敷 1件、店舗併用住宅敷 1件、境内地 1件でございました。ご確認の程、宜しくお願いします。 報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認 についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移 転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地 の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を

通知します。ご覧のとおり、住宅敷として9件、建売住宅敷 1件 でございました。ご確認の程、宜しくお願いします。 報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでご ざいますが、これは農地法及び利用権設定(等促進事業)に係る合 意の解約や農地転用申請に関する解約となりますが、7件ございま した。ご確認の程、宜しくお願いします。 報告事項4 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、 これは県許可のありました8月分でございます。右側の備考欄をご 覧頂きたいと思いますが、4条 2件、5条 4件ございました。 ① 農業収入保険の案内について ② 令和3年度農業委員会県外視察研修について ③ 10月の定例農業委員会について ④ 農地相談会について 議長 (発言なし) 以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これにて、閉会といたします。 上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。 令和3年 9月 24日

会 長 署名委員

署名委員